

ゼロコロナ政策の影響は? 中国子会社における会計不正の動向

〔特集〕

三宅亜紀子

安永(中国)企業諮詢有限公司
ニューヨーク州弁護士

鯉沼里枝

EY 新日本有限責任監査法人
公認会計士

◆ Summary ◆

本稿は、新型コロナウイルス（COVID-19）の世界的な流行と中国におけるゼロコロナ政策の影響により、日本から中国子会社への駐在員の派遣見合わせ、親会社による子会社の内部監査の往査が数年間実施されないなど、親会社による不正のモニタリングが困難な期間が続いた状況下での中国子会社における不正会計の現状について分析し、その傾向や特徴、今後の予防策について現地の目線から解説する。なお、文章中の意見に係る部分については、執筆者の私見が含まれる。

I 中国子会社を取り巻く環境

上場会社の過去5年間の第三者委員会や内部調査委員会などの調査報告書をみると、海外子会社41社のうち25件は中国子会社に関する会計不正であり、全体の約6割を占めることがわかる（図表1）。筆者の調査によると、会計不正の公表会社数は2020年3月期に46社とピークを迎える。新型コロナウイルスが流行して以来、2021年3月期には25社、2022年3月期には31社であった。2023年3月期は中国のゼロコロナ政策が解除され、本社による内部監査などが徐々に再開したことから、少なくとも中国子会社に関する会計不正の公表が増えるのではないかと予測される。

II 中国子会社の会計不正の要因

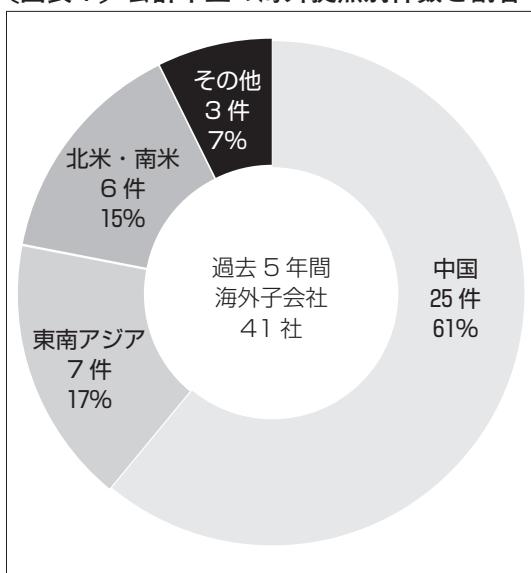
今後中国子会社の不正件数が増加するのではないかと考える理由としては、いくつかの要因がある。従来から存在する中国子会社の不正リスク要因に加えて、中国のゼロコロナ政策による影響や近年の環境変化、たとえば、新たな法令の公布やSNSツール（WeChat, Alipay等）の発達など複合的な要因が存在している（図表2）。

1 従来から存在する不正リスク要因

(1) 架空循環取引

中国企業との取引を偽装した架空循環取引による売上や利益の過大計上の結果、多額の損失を計上することになった不正会計の例は過去にも複数あるが、昨今の中国の足元の景気をみると、中小企業向けに資金を貸し出す銀行がほとんどないことに加え、ゼロコロナ政策解除後も2022年の景気低迷の影響を受けて資金難に苦しんでいる中国企業が多いことから、今後、架空循環取引に巻き込まれる中国子会社が増える可能性がある。

〔図表1〕会計不正の海外拠点別件数と割合



(注) 2018年1月～2022年12月に適時開示がなされた調査報告書など（要旨のみも含む）が公表されている事例を対象

図表3の架空循環取引の例では、A社（中国子会社）から仕入先への支払、販売先からA社への入金が頻繁に発生していた。そのため親会社が当該仕入先と販売先の会社情報を調べたところ、5年前は仕入先と販売先の住所および電話番号が同一であったことが判明

した。また、仕入先と販売先のサイトチェックを行ったところ、A社の担当者が把握している販売先の住所には別会社があり、さらに公開されている訴訟情報から、仕入先と販売先が実質的には同一人物に管理されていること、別の取引に関して裁判所が販売先に多額の債務支払義務を命じているにもかかわらず、義務を履行していないことなどが判明し、本取引は架空循環取引に該当すると判断された。

上述の架空循環取引の例においては、A社の中国人総経理が関与していたことから、親会社に対して決算内容をよく見せようとする、あるいは売上目標を達成する、または取引先の資金を融通する、といった目的があったのではないかと考えられる。また、従業員主導の場合は、売上ノルマの達成や、取引先との関係維持のために行うケースなどがある。

(2) 不正な資産流用

不正な資産流用のケースは従来から多く発生していたが、中国のゼロコロナ政策時には都市封鎖などで経営陣や従業員が会社に出勤することができず、現物確認ができないケースや、従業員の給料を支払うために会社の印鑑や銀行口座へのアクセス権をリモートで設定するなどの緊急対応を要した。その結果、会社の銀行口座を経由せずに個人の電子決済アプリ（WeChat, Alipay 等）内の口座に入金させ、着服をするケースなどが発生していた。なお、不正な資産流用の場合、不正リスクが高いエリアは購買、販売、経費などに多くみられる。

以下、中国子会社で多くみられる不正のパターンを紹介する。

Profile

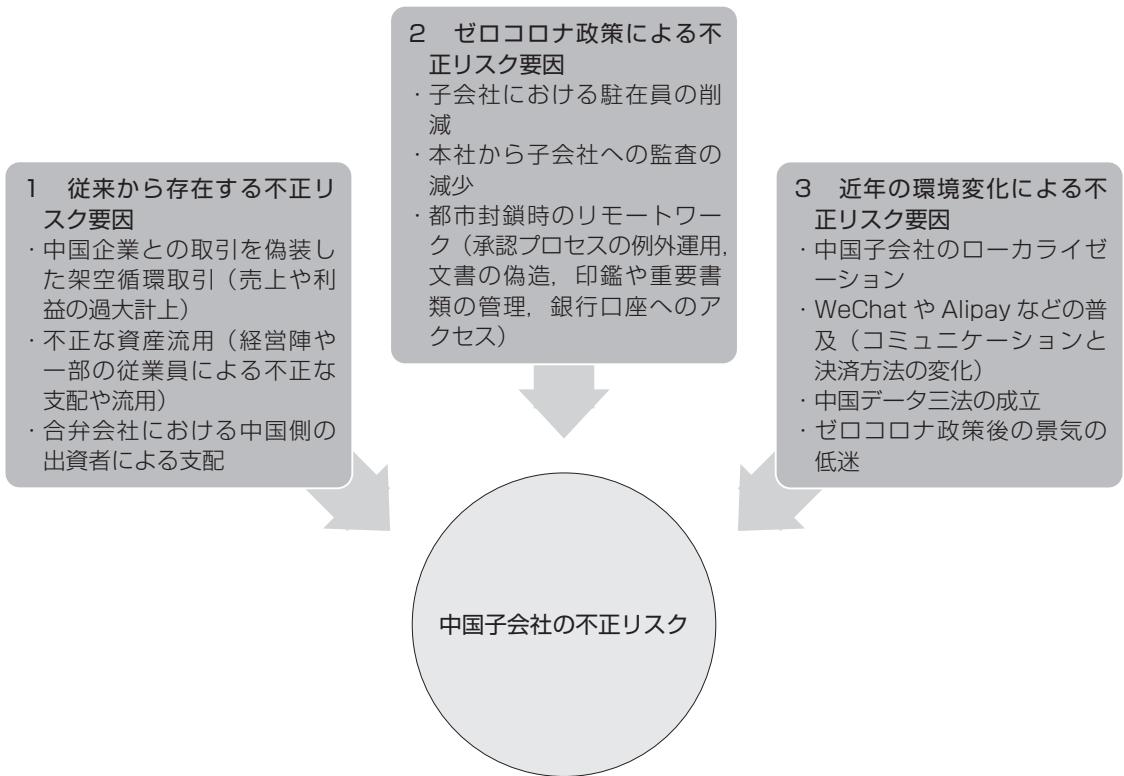


みやけ・あきこ ◇ NY州弁護士 EY (China) Forensics 事業部。中国におけるグローバル企業の不正予防および不正調査、コンプライアンス制度の評価、研修および改善、訴訟対策に関する支援業務に従事。主な著作物として『実践 不正リスク対応ハンドブック—内部統制の強化、不正会計の予防・発見・事後対応』(中央経済社)。

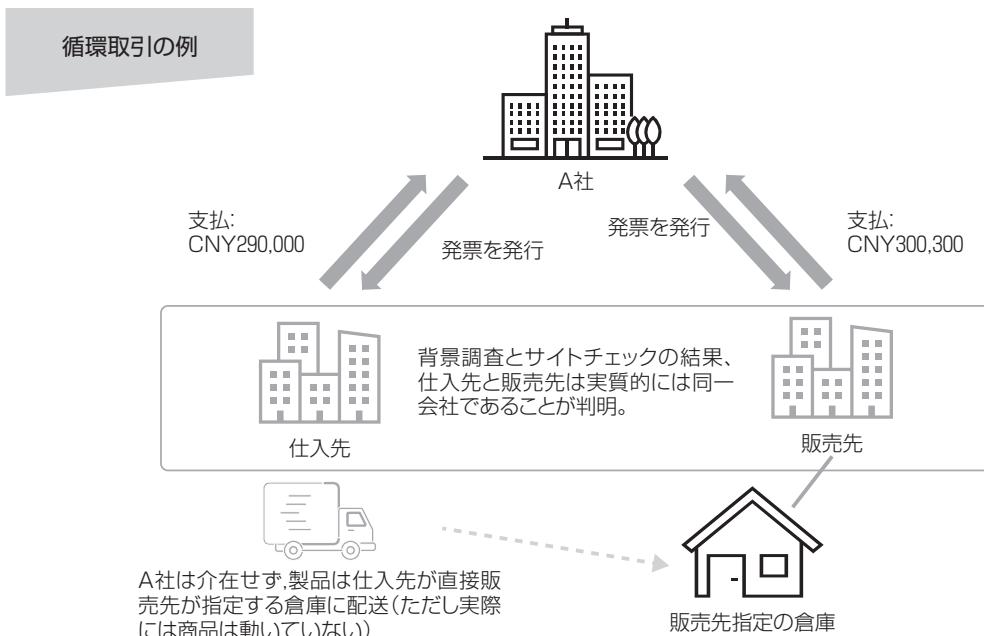


こいぬま・りえ ◇ 公認会計士・公認不正検査士 EY 新日本有限責任監査法人パートナー。2016年から2019年までEY上海事務所へ出向。グローバル企業を中心に、製造業、卸売等の財務諸表監査および内部統制監査業務に従事。主な著作物として『実践 不正リスク対応ハンドブック—内部統制の強化、不正会計の予防・発見・事後対応』(中央経済社)。

〔図表2〕中国子会社の不正リスク



〔図表3〕架空循環取引の例



① 購買に関する不正

購買に関する不正の代表例としては、役員や従業員の親族会社から優先的に高い金額で原材料を購入する、あるいは特定の業者から高い金額で仕入れ、キックバックを受け取るといったケースが挙げられる。この場合、当初の仕入先選定時には親族会社ではなかったものの、いつの間にか営業担当者の配偶者が仕入先の株主になり利益相反関係が生じていたケースや、仕入先との間に仲介業者や代理店が介入し、それらの会社が親族会社であったといったケースがある。

また、中国子会社がサービス業で取引先に役務提供を行っている場合は、一部の業務を外部のベンダーに委託をする、あるいは人材派遣会社に人材派遣を依頼しプロジェクトに従事させるケースがあるが、この人材派遣会社からの請求に架空人員を含め、また業務時間を水増し、後日人材派遣会社からキックバックを受けるといったケースも見受けられた。この場合、実際には営業部門と人材派遣会社が共謀し、架空の業務に関する書類を作成するなどの例も見受けられる。

② 販売に関する不正

販売や営業に関する不正で多くみられるのはディストリビューターに対する販売価格の不当な値引きとキックバックの受領、あるいは契約書に定められている代金に追加して請求し、追加分を会社の口座に入金させずに個人の口座に入金させるといった手口がある。このような取引の場合は、入金をした業者や取引内容を知っている従業員からの通報などがない限りは不正が明確にはわからないケースが多く、モニタリングが非常に難しくなっ

てきているというのが実情である。

③ 会社の資産に関する不正

倉庫に保管されている原材料や在庫の窃盗、生産設備の中で休眠状態になっている備品や、業者が有料で引き取る金属スクラップや木製パレットなどを廃棄物として売却してしまうケース、あるいは工場内の業務車両の交換部品を業者に売却したり、社用車のガソリンを抜き取るケースなど、手口はバリエーションに富んでいる。また昨今の傾向として、製造業の場合、それまでの生産工場が都市の環境保護区に指定され、行政から移転を指示されるケースが発生しているが、備品や工場の生産設備などの固定資産管理が不十分な場合は、移転時に資産の紛失が判明することもある。

④ 経費に関する不正

中国子会社の場合、経費に関する不正のバリエーションが多く、調査をすれば必ずといってよいほど経費精算の不正が検出されるが、会社が厳密にチェックをしていないことがわかる。代表的なものを記載すると、私的な交通費や会食の費用を架空の出張費用や交際費として精算したり、オフィスの文具などを過剰に注文して会社経費として精算したり、会社の内装工事費や食堂業者の経費を水増し請求して業者からキックバックを受けたりするケースなどがある。福利厚生費の名目で全社員のイベント用のギフトカードを購入する経費を請求し、実際には地元の消防団や政府関係者に紅包（賄賂）として提供していた、という贈賄のケースもあった。

経費精算に伴う不正は私的な横領目的で行われる場合と、賄賂目的でプール金として簿

外で管理をする場合もある。

(3) 合弁会社における中国側の出資者による支配

日系企業の業種によっては、中国の出資者と組んで合弁会社を設立するケースも多いが、合弁会社の不正は、合弁会社の主導権がとれないためにコントロールが難しいケースにおいて、長期にわたり資産流用が発覚しなかったり、経済的合理性があるとは思えないような不自然な取引を長年行い、結果的に巨額の不正会計が行われる場合もあった。

このように合弁会社のコントロールは難しい点があるが、不正の発覚後、「もしもここが機能していれば」あるいは「このコントロールが効いていたら」と感じた点について、私見であるが、合弁会社の管理を検討するうえでの留意事項を記載する。

① 董事会の構成

合弁会社の董事会（日本でいう「取締役会」に当たる）の董事の人数を出資比率に応じた体制とすることが望ましい。出資比率が過半数であれば議決権も過半数となるため、重要事項の決定や総経理と副総経理の任命および解任をすることができる。董事会は、任命権の他に、企業の定款に基づき経営戦略や経営計画、予算、配当の分配、人事など会社経営に関する重要な事項をすべて決定することができる。

② コントロールをするための体制整備

合弁会社の実務の分担において、董事会の実務や営業、人事、財務など管理部門の実務をすべて中国側の出資者からの出向者に占め

られた場合は、日本側の出向者が駐在していたとしても社印や財務印へのアクセスや、財務諸表の詳細や銀行口座の明細の閲覧が制限され、また、給料を含む人事権を掌握されてしまう、など合弁会社の実質的な経営に関わることができない可能性がある。中国側の合弁相手が当局との折衝や販売ルートを確保するなど経営の実権を握っていることから、日本側が遠慮がちになることが多いが、管理部門の権限をすべて中国側の出資者に支配されてしまうとコントロールが難しくなるため、マイナー出資者であっても、会社のガバナンスやモニタリング制度を適切に構築し、不正リスクを予防できるような体制が必要である。

③ 中国における監査人の選定

合弁会社の監査に中国側の出資者が推薦するローカルの会計事務所を選定すると、日本側の出資者の監査法人と十分なコミュニケーションが取れない可能性がある。したがって、現地で合弁会社の監査契約を締結するときには必ず日本側も選定に参加し、日本側の監査法人とのコミュニケーションが十分に取れる会計事務所を選択する必要がある。

2 ゼロコロナ政策期間中の中国子会社の不正会計のリスク要因

2022年はゼロコロナ期間であったことや、新型コロナウイルス流行後の中国への渡航が制限されていたことから、中国子会社における駐在員が日本に帰国したり、コストを削減するために駐在員の数が削減され、子会社における資産管理などを現地の従業員に任せざるを得ない状況になっていた。そのために日本からリモートで業務の指示を出す一方で、

現地の従業員が指示を正確に理解できないまま業務を行う場合や、業務分掌・業務手順を一時的に変更して対応をしていたため職務分離による抑止機能が働かない場合、証憑類の原本確認が必要なところをリモート環境下でPCの画面上でのみ確認をして承認をしているため文書偽造の懸念がある場合もあった。

日本から中国への渡航制限の結果、従来であれば本社から子会社に直接内部監査に訪れ、担当者に面でヒアリングを実施し、証憑類の原本確認などを行っていた業務について、内部統制の運用状況の確認ができていない期間が続いた。ゼロコロナ政策が解除された今年は親会社の内部監査部門が中国子会社の往査を再開し、現地の内部統制の有効性を評価することが必要と思われる。

また、中国の都市封鎖時のリモートワーク中に承認プロセスの例外運用をしていた場合は、元の承認プロセスに戻すこと、または会社の金庫へのアクセスを例外的に許容していた場合は、不要なアクセス権をすべて禁止し、印鑑や重要書類の管理を都市封鎖前の体制に戻すなどフローの正常化を行い、資金繰りの管理や印鑑や手形など重要なアイテムの管理状況を確認し、万が一偽造や盗難があった場合の不正の対応方法をチェックしておく必要がある。

3 近年の中国における環境変化がもたらす不正リスク要因

上述のとおり、中国のゼロコロナ政策時に駐在員が1人もいない状況でオペレーションを行っていた中国子会社については、今後も本社からの駐在員を配置せずに現地の従業員で業務を行うところが出てきた。このような

中国子会社においては、業務のローカライゼーションが急速に進むこととなるが、本社やその他の中国子会社と頻繁にコミュニケーションを取り、現地の従業員が本社の指示や方針をしっかりと理解しながら実施をしないといふと、業務が急速にブラックボックス化し特定の担当者のみが取引を行うなど、不正会計が生じやすい環境になる。

WeChat や Alipay 等は今や中国の業務遂行上欠かせないコミュニケーション・決済用ツールとして普及しているが、会社貸与のパソコンや会社のサーバーに保存されるメールと異なり、個人のスマートフォン上のツールであることから、本人が任意で情報提供をしない限り会社の管理部門がコミュニケーションの内容を確認し、または取引の詳細を定めた契約書ドラフトを確認することはできない。また、決済機能もついているため、取引先からの支払が会社の銀行口座に入金されずに従業員のスマートフォンの口座に入金したり、逆に送金をしたりと取引の状況や記録が会社のメールなどに保管されないケースが散見される。WeChat や Alipay は中国における便利なコミュニケーションツールであるが、取引先からのキックバックやその他の取引の内容や販売価格の交渉の経緯に関する記録が会社に残らないことから、横領や贈賄などの不正行為に使われるケースも多く、不正会計を予防・調査をする立場からすると情報収集や事実確認を非常に困難にしている。中国での業務執行においては、このようなツールを用いたコミュニケーションが常識であり、企業の特許権やライセンスを扱う特殊な部門以外では会社での使用を禁止するといった厳しい措置をとることは難しいことが多い。

また、中国データ三法が成立したことにより、企業の重要データを中国から国外に送る際、従業員や取引先の個人情報が含まれる場合や、個人のセンシティブな情報（身分証明書番号や銀行の口座番号など）を中国子会社から本社に送る場合は制限がかかる可能性もある。この場合、日本の親会社が中国における内部通報者から不正会計に関する情報を得たあとに、中国子会社の調査をリモートで実施しようとしても、情報によっては親会社に調査結果や重要データを送ることをできない、といった弊害が発生する可能性もある。

最後にゼロコロナ政策が解除された後の景気の低迷は、個人による会社資産の流用や、資金繰りに苦しむ取引先による不正会計の動機や正当化につながる可能性があることから、親会社の内部監査部門は、今後中国子会社における不正リスクや内部統制の再検討を行っていく必要があると考える。

III 中国子会社における不正会計の予防について

中国における不正調査の経験から、不正の予防策として実施すると有効と思われる手続を以下説明する。

1 取引先や従業員のバックグラウンドチェック

中国における商慣習は複雑で、さらに地域により特殊性もあるため、取引に係る関係者をすべて洗い出すことが困難な場合もあるが、中国人は基本的に親族や極めて親しい友人、会社の部下でも特定の人間のみを信用するため、不正行為の協力者や共謀者などは親族や

学生時代の親しい友人などが出資や設立をした会社であるケースが多い。したがって、架空循環取引のように当事者が多く存在するような複雑な取引であっても、注意深く会社情報などを調査すると一握りのキーパーソンたちの氏名が複数の会社情報に登録されており、なんらかの関係性を持つことが判明したり、会社の所在地や財務諸表に記載されている住所が過去に一致していたりするケースがみられる。そのため、定期的な取引先の会社情報のスクリーニングや従業員の利益相反の確認作業を必ず行うことすすめる。

中国の会社情報は近年すべてデータベース化されていることから、国のデータベースでも基本的な情報は無料で検索ができるうえ、過去の会社情報や訴訟などのネガティブ情報、債務の返済能力を調べる場合は最高人民法院が公表する「失信被執行人」に掲載されている企業や個人のブラックリストを検索するといった調査が可能なこともあります、取引先の関係性や疑義のある取引の性質を理解するうえで有用である。

2 親族会社

親族企業を利用した不正会計としては、売上の循環取引や、在庫の架空計上、資金の横領などがみられ、親会社グループに対する会計上の影響が思いのほか大きいケースもある。中国子会社の従業員や緊急連絡先一覧と、取引先のマスターリストを一齊に突合するサービスを中国の大手監査法人などは提供しているため、このようなサービスを1年に1度行うといったことも不正を予防するうえで有効である。

3 銀行取引明細書

財務や出納係が不正に関与している可能性がある場合は、銀行口座の月末の残高を改竄しているケースが多い。そのため、中国子会社の銀行取引明細書をオンラインバンキングでダウンロードし、財務が保管している銀行取引明細書と突合することにより会社に保管されている銀行取引明細書が偽造されていないことを確認することも有用である。

4 発票

中国における証憑類の偽造の代表例は発票（取引時に発行され、増税計算上仕入税額控除の証明書となる証憑）の偽造である。ただし、電子発票に関してはインターネットで税務局のデータベース上で発票の番号を確認し、真偽を確認することができる。また、電子発票の中にはQRコードがついており、QRコードをスキャンすると情報がすぐに確認できるものもある。いずれにせよ、証憑類の原本の確認や、担当者とのヒアリングを要

する場合もあるため、本社の内部監査担当等が中国子会社を往査し、発票をチェックして取引の実在性を確認することが重要である。

《おわりに》

これまで述べてきたとおり、中国のゼロコロナ政策やそれに伴う中国への渡航制限により、ここ2~3年の間に中国子会社のローカライゼーションの進行や業務プロセスにおける例外を容認するケースが多くみられるようになった。日本からの往査ができなかった期間に親会社では把握していないビジネス環境の変化が生じ、または内部統制の変更が行われ、それらが新たな不正リスクにつながっていることも考えられる。日本から中国子会社に訪問をすることが可能となった今年は、ぜひ中国子会社を内部監査のローテーションに組み入れ、往査先に選出し、中国子会社の現状や、中国子会社を取り巻く環境を日本の親会社の方々に直接見ていただき、今後の内部統制の向上や強化につなげてほしいと願う。

《『企業会計』2023年7月号 アンケートのお願い》

いつも小誌をご愛読していただき、誠にありがとうございます。小誌では、読者の皆様方から忌憚のないご意見・ご感想を頂戴し、編集企画等の参考にしたいと考えております。弊社HP（下記URL）もしくは、QRコードよりご回答していただければ幸いです。

ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

◆『企業会計』ホームページ
<https://www.biz-book.jp/isbn/502307>

アンケートは
こちらから

